

富山県広域火葬事務処理要領

1 趣旨

この要領は、富山県広域火葬計画（以下「計画」という。）第2の4に基づき、情報伝達の手順、様式等を定めるものとする。

2 火葬場被害状況の把握及び報告

火葬場設置者は、計画第3の2の（1）に基づく火葬場被害状況の報告を「火葬場被害（復旧見込）状況報告」（様式1）により行うものとする。

3 広域火葬の応援の要請及び回答

- （1）市町村は、計画第3の3の（1）に基づく広域火葬の応援要請を「広域火葬応援依頼書」（様式2-1）により行うものとする。
- （2）市町村は、（1）の広域火葬応援要請の内容について変更が生じた場合は「広域火葬応援依頼書」（様式2-1）により報告を行うものとする。ただし、被災市町村と受入火葬場が直接調整し、受入条件（受入日時、火葬数等）を変更する場合は、不要とする。
- （3）県は、計画第3の3の（2）に基づく火葬場設置者及び近隣県への応援依頼を「広域火葬応援依頼書」（様式2-2）により行うものとする。
- （4）（3）により広域火葬応援依頼を受けた火葬場設置者は、「広域火葬応援回答書」（様式3）により回答するものとする。

4 火葬場の選定

- （1）県は、計画第3の4の（1）に基づく火葬場の選定通知を広域火葬を要請した市町村に対しては「応援火葬場調整結果通知書」（様式4-1）により、広域火葬応援を行う火葬場設置者及び近隣県に対しては「応援火葬場調整結果通知書」（様式4-2）により行うものとする。
- （2）広域火葬を要請した市町村は、計画第3の4の（2）に基づく連絡を広域火葬応援を行う火葬場又は火葬場設置者と調整のうえ、「広域火葬協力依頼書」（様式5）により行うものとする。

5 火葬要員派遣等の応援要請

- （1）火葬場設置者は、計画第3の5の（1）に基づく火葬要員の手配要請を「広域火葬応援依頼書」（様式2-1）により行うものとする。
- （2）県は、計画第3の5の（2）に基づく火葬要員の派遣要請を「広域火葬応援依頼書」（様式2-2）により行うものとする。
- （3）被災市町村は、計画第3の6の（3）に基づく遺体の保存のために必要な資機

材等の協力要請を「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力について」(様式6)により行うものとする。

6 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬応援を行った火葬場設置者は、計画第3の10の(1)に基づく広域火葬数の報告を「広域火葬等実施日報」(様式7-1)により行うものとする。
- (2) 県内で広域火葬が実施されている場合に、災害による遺体の火葬を実施した火葬場設置者は、計画第3の10の(2)に基づく火葬数の報告を、県内全域で広域火葬が終了するまでの間、「火葬等実施日報」(様式7-2)により、毎日行うものとする。

7 広域火葬の終了

- (1) 広域火葬を要請した市町村は、計画第3の12の(3)に基づく報告を「広域火葬依頼実績報告書」(様式8-1)により行うものとする。
- (2) 火葬場設置者は、計画第3の12の(4)に基づく火葬実績の報告を「火葬実績報告書」(様式8-2)により行うものとする。

8 近隣県等からの広域火葬応援に係る対応

近隣県又は他の都道府県から広域火葬応援の要請があった場合は、3から7までの規定を準用する。

附 則

この要領は、平成27年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月26日から施行する。